

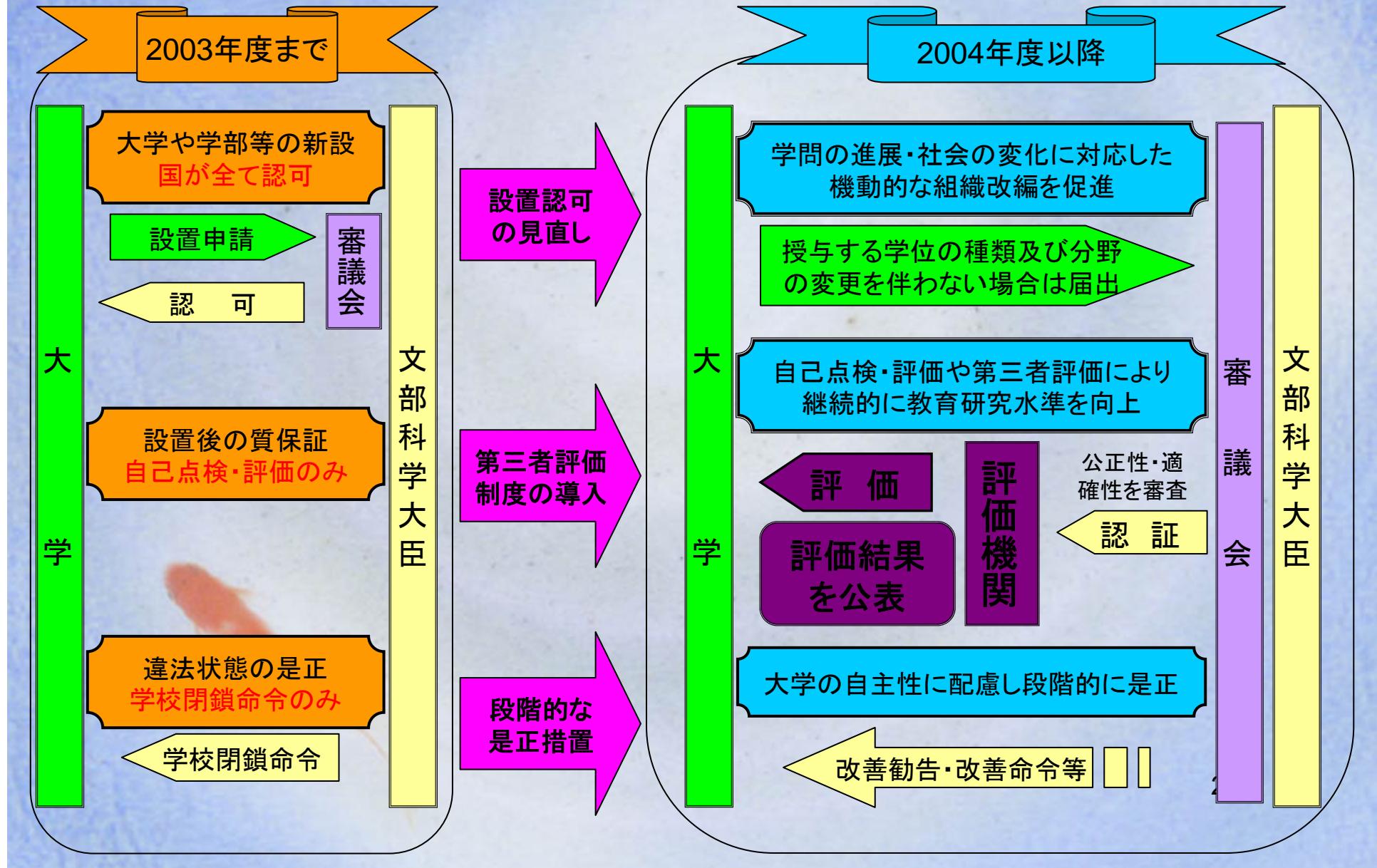


大学評価・学位授与機構が実施する 機関別認証評価について

2006年7月19日
機関別認証評価説明会



日本における大学の質の保証システム





大学をめぐる環境変化

- 「規格化」から「多様化」へ
- 「護送船団」から「競争的環境」へ
- 「個性輝く」大学
- 「事前規制」から「事後チェック」へ
- 「競争」と「評価」の時代



「事後チェック」の歴史的経過

- 大学設置審議会によるアフターケア
- 視学委員による実地視察
- 自己点検・評価の努力義務化(1991)
- 自己点検・評価の実施と評価結果の公表が義務化(1998)
- 自己評価結果の外部者による検証の努力義務化(1998)
- 大学評価・学位授与機構設置(2000)
- 「認証評価」の導入(2004)
- 大学設置審議会によるアフターケアの強化(2005)

アフターケアは設置から完成年度までの間の質保証のための制度



2004年度以降の主な「事後チェック」

- **認証評価**(高等教育機関の質の保証と改善に関する評価)
 - ◆ 機関別認証評価(全ての大学・短期大学・高等専門学校)…7年以内ごとに実施
 - ◆ 専門分野別認証評価(法科大学院など専門職大学院)…5年以内ごとに実施
- **国立大学法人評価**(国立大学の業務実績に関する評価)
 - …各年度及び中期目標期間(6年)ごとに実施
- **公立大学法人評価**(公立大学の業務実績に関する評価)
 - …各年度及び中期目標期間(6年)ごとに実施



国立大学法人評価

- 国立大学法人評価委員会が評価する
- 中期目標に対する業績評価
- 教育研究については大学評価・学位授与機構の評価を尊重する
- 評価の結果を資源配分に反映
- 評価結果を広く公表



機関別認証評価の目的

- 認証評価機関が定める評価基準に基づいて、大学等を定期的に評価することにより、教育研究活動等の質を保証する。
(Accreditation)
- 評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動等の改善に役立てる。(Evaluation)
- 大学等の教育研究活動等の状況を社会に分かりやすく示す。
(Accountability)



大学評価・学位授与機構が行う 機関別認証評価の基本的な方針

1. 評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 各大学等の個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価



基本方針1 評価基準に基づく評価

機構が定める評価基準に基づき、各大学等の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断をする。

(Accreditation = Quality Assurance)



11の基準

- 基準1 目的
- 基準2 教育研究組織
- 基準3 教員及び教育支援者
- 基準4 学生の受入
- 基準5 教育内容及び方法
- 基準6 教育の成果
- 基準7 学生支援
- 基準8 施設・設備
- 基準9 教育の質の向上及び改善
- 基準10 財務
- 基準11 管理運営



基本方針2 教育活動を中心とした評価

- ・「認証評価」は「教育」の視点から大学等を評価する
 - ・大学人は「研究」に関する第三者評価には慣れている
 - ・「教育」に関する第三者評価には慣れていない
 - ・従来は、教員個人の取組が中心
 - ・これからは、組織としての教育力が問われる
- ◆ 教育活動と関連する側面のみからでは十分把握することが難しい「研究活動の状況」や、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」については、評価基準とは別に、大学等の希望に応じて「選択的評価事項」として評価を実施する。



「教育」を評価することの難しさ

- 定性的な要素が多い
- 短時間では成果が観察されない場合が多い



基本方針3 各大学等の個性の伸長に資する評価

- 大学等の個性や特色が十分に發揮できるよう、
教育研究活動等に関して各大学等が有する
「目的」を踏まえて評価を実施する。
- 「優れた点」を積極的に評価する。



基本方針4 自己評価に基づく評価

- ・ 機構が大学等の自己評価担当者の研修を行う。
- ・ 機構が定める評価基準に基づき、大学等が自己評価する。
- ・ 評価担当者は、自己評価の結果を分析し、訪問調査の結果と併せて評価する。



大学等における自己評価

- 11の基準ごとに、「基本的観点」に従って、必要に応じて学部・研究科等ごとに教育活動等の状況を分析し、機関全体としての自己評価を記述する。
- 「優れた点」、「改善すべき点」などを自己評価し、記述する。



基本方針5 ピア・レビューを中心とした評価

評価担当者は、学長経験者、学部長経験者、大学等の教員及びそれ以外の者で大学等の教育研究活動に關し識見を有する者。



基本方針6 透明性の高い開かれた評価

- 評価基準や評価方法を公開し、意見の申立て制度を整備して、評価結果及び評価担当者名を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図る。



評価の実施体制

- **機関別認証評価委員会**: 国・公・私立大学等の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。
- **評価部会**: 評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。対象大学等の学部等の状況に応じた各分野の専門家等を配置する。
- **運営小委員会**: 各評価部会間の横断的な事項や評価結果(原案)の調整等を行う。評価部会長で構成。



機構における評価の流れ

自己評価担当者の研修・評価担当者の研修

- 自己評価書提出(6月末)
- 書面調査
- 書面調査結果に対する意見申立
- 訪問調査(10月～12月)
- 評価結果(案)提示(1月)
- 評価結果(案)に対する意見申立
- 評価結果確定(3月)
- 公表



書面調査と訪問調査

- 評価は、書面調査及び訪問調査(3日間)により実施する。
- 書面調査は、各大学等が作成する自己評価書(根拠資料・データを含む)の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施する。
- 訪問調査は、幹部教職員との面談、一般教職員との面談、在学生との面談、卒業生との面談、施設見学、授業見学などを実施する。



意見の申立

- 書面調査による分析結果を対象大学等に通知し、質問事項等に対する回答や意見申立の機会を設ける。
- 評価結果(案)を対象大学等に通知し、その内容等に対する意見の申立の機会を設けた上で、評価結果を確定する。
- 「基準を満たしていない」との判断に対する意見の申立に対しては、審査会を設け、審議を行った上で、最終的な決定を行う。



評価結果

- 11の基準を全て満たしている場合には、「大学評価・学位授与機構の定める評価基準を満たしている」と判断し、その旨を公表する。
- 一つでも満たしていない基準があれば、「大学評価・学位授与機構の定める評価基準を満たしていない」と判断し、その旨を公表する。 → 追評価



追評価

- 評価基準を満たしていないと判断された大学等は、評価実施年度の翌々年度までであれば、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができる。
- 追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、評価基準を満たしているものと認め、その旨公表する。



認証評価は
大学等と
大学評価・学位授与機構との
信頼関係に基づく協同作業



宜しくお願ひ致します

m(__)m

